



平成29年5月12日

各 位

会 社 名 三洋工業株式会社
代表者名 取締役社長 菊地 政義
(コード番号:5958 東証第1部)
問合せ先 取締役総務部長 原田 実
TEL (03) 3685-3451

株式併合、単元株式数の変更及び発行可能株式総数の変更に関するお知らせ

当社は、平成29年5月12日開催の取締役会において、平成29年6月28日開催予定の当社第83期定時株主総会に下記のとおり株式の併合（10株を1株に併合）、単元株式数の変更（1,000株から100株に変更）及び発行可能株式総数の変更（8,000万株から800万株に変更）に係る議案を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 株式の併合

(1) 併合を必要とする理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、上場する国内会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの主旨を尊重し、当社普通株式の売買単位を、現在の1,000株から100株に変更するとともに、単元株式数の変更後においても、全国証券取引所が望ましいとする投資単位の水準（5万円以上50万円未満）とするために、株式の併合を行うものであります。

(2) 併合する株式の内容

① 併合する株式の種類

普通株式

② 併合の方法・比率

平成29年10月1日をもちまして、平成29年9月30日の最終の株主名簿に記載された株主様の所有株式数を基準に、普通株式10株を1株の割合をもって併合いたします。

③ 併合により減少する株式数（平成29年3月31日現在）

株式併合前の発行済株式総数	35,200,000 株
株式併合により減少する株式数	31,680,000 株
株式併合後の発行済株式総数	3,520,000 株

(注) 「株式併合により減少する株式数」及び「株式併合後の発行済株式総数」は、併合前の発行済株式総数及び株式の併合割合に基づき算出した理論値です。なお、当社は新株予約権を発行しておりません。

(3) 併合により減少する株主数

本株式併合を行った場合、10株未満の株式を所有の株主様299名（そのご所有株式数の合計は419株）が株主たる地位を失うこととなります。なお、本株式併合の効力発生日までは、会社法第194条第1項及び当社定款第11条の定めにより、所有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを当社に請求することができるのと同時に、会社法192条第1項の定めにより、その単元未満株式を買い取ることを当社に請求することができます。

<株主構成>

(平成29年3月31日現在)

所有株式数	株主数 (割合)	所有株式数 (割合)
総株主	3,300名 (100.0%)	35,200,000株 (100.0%)
10株未満所有株主	299名 (9.0%)	419株 (0.0%)
10株以上所有株主	3,001名 (91.0%)	35,199,581株 (100.0%)

(4) 1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第235条の定めにより、一括して売却処分し、その売却代金を端数が生じた株主様に対して端数の割合に応じてお支払いいたします。

(5) 併合の条件

平成29年6月28日開催予定の当社第83期定時株主総会で、本株式併合に係る議案、単元株式数の変更及び発行可能株式総数の変更に係る定款の一部変更に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

2. 単元株式数の変更

(1) 単元株式数の変更を必要とする理由

上記「1. 株式の併合 (1) 併合を必要とする理由」に記載のとおり、全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の主旨を尊重し、単元株式数を1,000株から100株に変更するものであります。

(2) 変更の内容

平成29年10月1日をもちまして、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

(注) 上記の変更にあたり、本株式併合及び単元株式数変更の効力発生日は平成29年10月1日となりますが、株式の売買後の振替手続きの関係で、東京証券取引所における売買単位が1,000株から100株に変更される日は平成29年9月27日となります。

(3) 変更の条件

平成29年6月28日開催予定の当社第83期定時株主総会で、本株式併合に係る議案、単元株式数の変更及び発行可能株式総数の変更に係る定款の一部変更に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

3. 発行可能株式総数の変更

(1) 発行可能株式総数の変更を必要とする理由

上記「1. 株式の併合」に記載の株式併合により、当社の発行済株式総数が10分の1に減少することから、株式併合の割合に合わせ発行可能株式総数を変更いたします。

(2) 変更の内容

平成29年10月1日をもちまして、発行可能株式総数を8,000万株から800万株に変更いたします。

(3) 変更の条件

平成29年6月28日開催予定の当社第83期定時株主総会で、本株式併合に係る議案、単元株式数の変更及び発行可能株式総数の変更に係る定款の一部変更に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

4. 今後の日程

取締役会開催日	平成29年5月12日
定時株主総会開催日	平成29年6月28日（予定）
株式併合の効力発生日	平成29年10月1日（予定）
単元株式数変更の効力発生日	平成29年10月1日（予定）
発行可能株式総数変更の効力発生日	平成29年10月1日（予定）
株主様宛株式併合割当通知の発送	平成29年11月上旬（予定）
株式の処分代金の支払い開始	平成29年12月上旬（予定）

(注) 上記のとおり、本株式併合及び単元株式数変更の効力発生日は平成29年10月1日ですが、株式の売買後の振替手続きの関係で、東京証券取引所における売買単位が1,000株から100株に変更される日は平成29年9月27日となります。

以上

(ご参考) 株式併合と単元株式数の変更に関するQ&A

【ご参考】 株式会社併合と単元株式数の変更に関するQ & A

Q 1. 株式会社併合と単元株式数変更の目的は何ですか。

A 1. 全国証券取引所は、投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上等を目的に、国内上場会社の普通株式の単元株式数（売買単位）を100株に統一する「売買単位の集約に向けた行動計画」を推進しており、その移行期限は平成30年10月1日までとされています。

当社はかかる趣旨を踏まえ、平成29年10月1日をもって、当社の普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更することと致しました。併せて、単元株式数の変更後においても、当社株式の投資単位（1 売買単位当たりの価格）を証券取引所が望ましいとしている水準（5万円以上50 万円未満）に合わせるとともに、各株主様の議決権の数に変更が生じることがないように、当社株式について10株を1株にする併合を行うことと致しました。

Q 2. 今後の具体的なスケジュールはどうなりますか。

A 2. 株式会社併合および単元株式数変更に関する主なスケジュール（予定）は以下のとおりです。

平成29年6月28日 定時株主総会

平成29年9月26日 1,000株単位での売買の最終日

平成29年9月27日* 各証券取引所の当社株式の売買単位が100株に変更

平成29年10月1日* 単元株式数変更および株式会社併合の効力発生日

平成29年11月上旬* 株主様へ株式会社併合割当通知発送

平成29年12月上旬* 端数処分代金の支払開始

*平成29年6月28日に開催予定の定時株主総会において、株式の併合に関する議案が可決された場合の予定です。

Q 3. 株式会社併合は資産価値に影響を与えないのですか。

A 3. 株式会社併合の前後で、会社の資産や資本に変わりはありませんので、株式市況の動向等の他の要因を別にすれば、理論上は、株主様ご所有の株式の資産価値に変動はありません。

株式会社併合後においては、ご所有の株式数は10分の1になる一方で、1株当たりの純資産額は10倍となるためです。

Q 4. 所有株式数と議決権数はどうなりますか。

A 4.

【所有株式数について】

各株主様の株式併合後の所有株式数は、平成29年9月30日の最終の株主名簿に記録された株式数に10分の1を乗じた数（1に満たない端数がある場合には、これを切り捨てます。）となります。

証券会社等に株主様が開設されている口座に記録されている当社株式の数は、平成29年10月1日付けで、株式併合後の株式数に変更されます。

なお、株式併合の結果、1に満たない端数が生じた場合には、当社が一括して売却し、その売却代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付致します（具体的なスケジュールはQ 2.のとおりです。）。

【議決権数について】

株式併合によって、各株主様の所有株式数は10分の1になりますが、あわせて単元株式数の変更（1,000株から100株への変更）を行うため、各株主様の議決権数は変わりません。

具体的には、株式併合および単元株式数変更の前後で、所有株式数および議決権数は以下のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式
例 1	2,000株	2個	200株	2個	なし
例 2	1,213株	1個	121株	1個	0.3株
例 3	555株	なし	55株	なし	0.5株
例 4	7株	なし	なし	なし	0.7株

Q 5. 株主は何か手続きをしなければならないのですか。

A 5. 特段のお手続きの必要はございません。

Q 6. 1株未満の端数が生じないようにする方法はありますか。

A 6. 株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買増しまたは買取りをご請求いただくことにより、1株未満の端数が生じないようにすることも可能です。

なお、単元未満株式の買増し・買取りのお申し出は、お取引の証券会社において受け付けております。証券会社に口座を作られていない株主様は、後記株主名簿管理人までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

単元株式数の変更および株式併合に関しご不明な点は、お取引のある証券会社または下記株主名簿管理人までお問い合わせください。

東京都杉並区和泉2丁目8番4号

みずほ信託銀行株式会社 証券代行部

電話番号：0120-288-324（フリーダイヤル）

受付時間：午前9時から午後5時まで（土日、祝日を除く）